

重要

経営所得安定対策等交付金の改正等のポイント

国の要綱改正等により、下記のとおり変更となりますのでご注意ください。

国は対象作物の適切な栽培を重視しており、特に麦・そば・大豆については、地域の基準単収の2分の1に満たない場合、合理的な理由がなければ交付対象外となります。「シカによる食害」や「水害」などの収量低下につながる被害が発生した場合は、状況のわかる写真を撮影のうえ、至急伊那市役所農政課までご連絡ください。

記

☆畑作物（麦・大豆・そば）の基準単収について

- ・地域の基準単収に比べ、2分の1未満となった場合は交付対象外となる場合があります。

令和8年産 基準単収(kg/10a)

地域	小麦（秋まき）	六条大麦	大豆	そば
伊那市	277	277	151	81
伊那市(中山間)	277	277	151	47

☆畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）について

- ・基準単収の2分の1未満となった場合には理由書の提出が必須となり、面積払の辞退は原則認められません。

☆多年生牧草の「播種あり」単価（3.5万円）について

- ・戦略作物助成において、多年生牧草を2年連続は種する場合は、その妥当性を確認することが必須となります。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について

- ・単収を1.7mm基準ベースから生産者ふるい目幅ベースに変更します。
- ・積立金残高の毎月の報告について、積立金返納状況報告書を提出した月は省略可能です。
- ・米穀の直接販売を行う申請者において、販売伝票等が複数枚ある場合は、原則、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」を作成の上、販売伝票等の確認書類と併せて提出することとします。（新設）

○二毛作、畑地に作付けた麦・そば・大豆について

- ・令和7年度同様、JAによる調査は行いません。営農計画書に記入していない作付けについては、交付金算定の対象外となります。

伊那市農業再生協議会（伊那市農政課内）
担当 伊藤
電話：0265-78-4111（内2415）
E-mail：nos@inacity.jp